

マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に関する
タスクフォースの開催について

〔平成 31 年 2 月 19 日〕
〔関係省庁申合せ〕

- 1 「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）等において、マイナンバー制度の利便性の向上やマイナンバー制度の利活用推進が掲げられていること等を踏まえ、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用の推進について検討を進めるため、マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
- 2 タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣官房番号制度推進室長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	金融庁総合政策局総括審議官
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	総務省自治行政局長
	財務省大臣官房総括審議官
	財務省主計局次長
	厚生労働省大臣官房審議官（総合政策（社会保障）担当）
	厚生労働省保険局長
- 3 タスクフォースは、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 タスクフォース及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、タスクフォース及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。